



有機農業の地域づくりのヒント

オーガニックビレッジの考え方進め方
事例・質問集

令和7年5月

MAFF
農林水産省

はじめに

農林水産省では、令和4年から有機農業に地域ぐるみで取り組む「オーガニックビレッジ」の創出を進めており、令和6年度までに、全国で131市町村で取組が開始されています。

今回、これまでに蓄積された先進事例やアンケート調査の結果等をもとに、有機農業の産地づくりの基本となる考え方や進め方を整理しました。今後、有機農業の産地づくりに取り組む地域の参考となりますと幸いです。

この資料の使い方

この資料は4部構成になっており、第1部で全体的な産地づくりの考え方等を整理しています。また、第2部からは、生産、加工・流通、消費の各分野ごとに取組の進め方等をまとめています。まずは、第1部を一読いただき、その上でご関心のある分野について、それぞれご覧ください。

目次

第1部 有機農業の産地づくりの考え方	3
第2部 生産拡大に向けた取組	6
第3部 加工・流通の取組	11
第4部 消費拡大に向けた取組	13
Q&A	16

第1部 有機農業の産地づくりの考え方

1. 有機農業の産地づくりに取り組む意義

意義

- 新規就農者の確保
- 移住者の増加
- 高付加価値化
- 環境負荷の低減
- 輸出 等

近年、環境意識の高まりから、有機農業での就農を希望する方も多く存在します。有機農業の支援体制を整え、そういった新規就農者を呼び込み、担い手の確保につなげている事例もあります。

また、環境にやさしい町づくりや、学校給食で有機農産物を使用していることが地域の魅力を高め、人気の移住先となっている事例も存在します。それだけではなく、地域の農産物の高付加価値化や輸出による農業者の所得向上を目指して有機農業に取り組む地域もあります。

このように、自治体として有機農業の産地づくりに取り組むことは、様々なメリットがあります。

※有機農業の定義 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第二条

「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」

2. 有機農業の産地づくりに取り組むに当たっての課題

課題

- 栽培技術の確立・普及
- 慣行農家の理解
- 販売先の確保
- 地域住民の理解 等

一方で有機農業では、通常の農業と異なり化学肥料や農薬を使用できないことから、従来の農法よりも収量が低下する可能性もあり、多くの場合、栽培技術の確立及び普及が課題となります。

また、隣接ほ場からの農薬の飛散や、害虫や雑草の影響など、慣行農家とのトラブルも発生することもあります。販売面についても、有機農業の理念や価値を理解してくれる販路の確保や、消費者の理解醸成が必要となります。

これらの課題を解決していくためには、生産から消費まで、地域で一体的に取り組んでいくことが重要となります。

地域の様々な関係者と連携して、生産から消費までを見据えた
有機農業の産地づくりに取り組みましょう！

合意
形成

地域内の合意形成、体制づくり

地域内で有機農業の関心が高まっているけれど、まずは何をしたらいいだろう…？



有機農業に新たに取り組む地域では、「なぜ有機農業の推進が必要なのか」、「周辺農地に害虫の影響が出ないのか」などの意見が地域から出る場合があります。また、有機農業の産地づくりを始めるに当たって、どのような課題があるのか、解決に向けて何をすることが必要なのか整理する必要があります。



まずは、地域の有機農業の現状を把握するとともに、関係者（農業者、JA、普及指導センター等）が有機農業についてどのように考えているのか把握しましょう。その上で、課題を整理し、計画の作成や関係者への説明、合意形成を行い、地域で連携して産地づくりに取り組む体制を整えましょう。

取組のアイデア ①



現状の調査

まずは、地域内の有機農業がどのような状況なのか調査してみましょう。面積や農業者数などの基本的な情報に加えて、有機農家へ経営状況や課題、今後の展望などについてインタビュー調査することや、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に、地域の関係者が有機農業の取組方針をどのように位置付けたか確認することも有効です。有機農家がない場合も、慣行農家に向けて、有機農業や環境保全型農業に対する興味や取組意向を調査することで検討材料を確保できます。

取組のアイデア ②

説明会・意見交換会の開催

地域の農業者、農地所有者、JA、普及指導センター等を参集して、有機農業の産地づくりに向けた説明会や意見交換を開催しましょう。まずは勉強会という形で集まって外部の有識者を招くなど、ある程度有機農業に関する理解を深めたうえで意見交換を行うことで、円滑に検討を始めることができます。その際、地域計画の策定や見直しのために市町村が開催する「協議の場」と連動して取り組むことが効果的です。

また、有機農業の推進に当たっては、慣行農業を否定するものではなく、どちらも必要な取組であるということを説明することが必要です。

取組のアイデア ③

先進地の事例収集・視察

実際に有機農業に取り組む地域がどのような取組を行っているのか、現地で確認してみましょう。農林水産省で事例集も作成していますので、視察先の参考としてください。



みどりの食料システム戦略推進交付金2024年度取組事例集
(農林水産省ウェブサイト)
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midori_kouhukin/attach/pdf/jirei_2024-1.pdf



令和5年度オーガニックビレッジ取組事例集
(農林水産省ウェブサイト)
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/attach/pdf/organic_village-76.pdf



取組のアイデア ④

国の制度(地域計画、特定区域等)の活用

すでにオーガニックビレッジ宣言をしている市町村は、地域の関係者で定めた地域計画と連動した取組を進めてください。ほかにも、みどりの食料システム法※に基づく特定区域の設定や栽培管理協定の締結を行うことで、担い手への農地集積や団地化を円滑に進めることができます。

※ 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)
(農林水産省ウェブサイト)
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html



みどりの食料システム法
(農林水産省ウェブサイト)
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>



「有機農業新規参入促進事業」で専門家へ相談できます！

農林水産省では、令和7年度当初予算の有機農業推進総合対策事業のうち「有機農業新規参入促進事業」において、事業実施主体が有機農業に関する相談窓口となり、オーガニックプロデューサー※の派遣や民間有機指導団体の栽培技術指導・研修会の開催等を実施しています。

自治体で、オーガニックプロデューサーの派遣又は栽培技術に関する指導を希望される場合は、本事業の事業実施主体である「一般社団法人 次代の農と食をつくる会」までお問合せください。

※ オーガニックプロデューサーは、産地における販売戦略の企画・提言・助言に加え、近隣農家との調整や有機栽培による新規就農に当たっての農用地確保などの円滑化等を行う有機農業の専門家であり、有機農業産地づくりの検討段階から助言を行うことができます。

一般社団法人 次代の農と食をつくる会(ホームページ)
<https://www.jidainokai.com/>

第2部 生産拡大に向けた取組

生産

1. 技術を指導できる体制づくり

- 栽培技術を継続的に指導できる人材の確保に苦慮している。
- 有機農業に関する知見が不足しているため、行政として責任をもって指導を行うことが難しい。



有機農業では、施肥の考え方や防除の方法が慣行栽培と異なるため、新規で取り組む農業者には指導者が必要となります。また、有機農業は地域の気候や土壌等の環境に合わせた農法を導入することが必要であり、既存の指導体制では対応が難しい場合があります。



まずは、地域の普及指導センターやJAの営農指導員に相談してみましょう。また、地域の熟練有機農業者や有機農業の民間指導団体と連携して取り組むことも考えられます。実証ほ場を設置して、有機栽培の実証や指導の実施、講習会や省力化機械の実演会を開催することも有効です。

取組のアイデア ①



地域の熟練有機農業者との連携

地域に有機農業の技術を有する農業者がいる場合は、有機農業者を講師とした研修会の開催や指導体制を検討しましょう。また、熟練有機農業者と新規参入者が参加する技術交流会を開催することも、その後の連携した取組を見込めます。

事例

- 有機農業のモデルほ場を見学するバスツアーを開催。モデルほ場では、水稻や野菜の栽培を就農年数等が異なる4人の農業者に依頼しており、様々な視点からアドバイスが受けられるようになっている。
- 地域内の熟練有機農業者が講師となった研修会や、紙マルチ田植機のデモを実施したことが推進の一助になった。

取組のアイデア ②

実証ほ場の設置

技術の実証ほ場を設置して、試験栽培や技術の検証をしてみましょう。新たな品目をうまく栽培できるかどうか、新たな技術の効果が発揮されるかどうかを確かめることができるほか、現地へ適応させていく上での課題を把握することができます。

実証に当たっては、有機農家(又は有機農業に理解のある農業者)や実証ほ場の運営ノウハウを持つ普及指導センターやJAと連携して取り組むことが重要となります。

さらに、有機栽培の講習会や、省力化機械の実演会の会場とするなど、技術普及の中心の場として活用することができます。

また、「グリーンな栽培体系加速化事業」を活用して、実証等に取り組むことも可能です。

グリーンな栽培体系について(農林水産省ウェブページ)
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html>



事例

- 省力化に資するスマート機器の実証や有機米栽培に関する研修の実施により、有機米栽培を検討していた農業者が次年度栽培に取り組む意向を示した。併せて、有機米の栽培面積を増やす意向の農業者も増えた。

取組のアイデア ③

民間の有機農業指導団体との連携

各地で有機農業の指導を行う民間指導団体が技術普及を行っています。農林水産省HPでも有機農業を学べる学校を紹介しています。

有機農業推進総合対策のうち有機農業新規参入促進事業(令和7年度予算)において、民間有機団体が行う指導活動や教育・研修プログラムの作成を支援します。有機農業の指導者等を探している場合は、事業実施主体である「一般社団法人 次代の農と食をつくる会」の窓口までご相談ください。

有機農業を学べる学校(農林水産省ウェブページ)
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/start.html>



取組のアイデア ④

有機農業指導員の活用

有機農業指導員は、有機農業の栽培技術や有機JAS制度等について指導・助言を行っており、都道府県において有機農業指導員の育成が拡大しています。育成した有機農業指導員を講師として、新規参入者向けの研修会や、有機農業に関する技術講習会等を行っている事例もあります。

関連事業

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち環境負荷低減活動定着サポート(R7当初)

本事業内で、各都道府県において、有機農業に取り組む農業者への指導体制を整備するため、有機農業等の技術指導を行う人材の育成の支援を行っています。

令和7年度みどりの食料システム戦略推進総合対策の概要より
 (農林水産省ウェブページ)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midori_kouhukin/attach/pdf/R7_midori_kouhukin-48.pdf



取組のアイデア ⑤

マニュアルの作成

技術が確立されたら、マニュアル化して、技術の普及に活用しましょう。また、国の研究機関（農研機構）においてもマニュアルの作成に取り組んでいます。技術の普及に活用していただくほか、これらをベースにより地域向けのマニュアルを作成することなどにもご活用いただけます。

参考

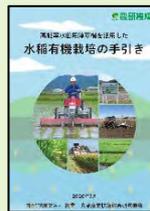
農林水産省が過去に作成したマニュアル

農研機構ウェブサイトより閲覧・ダウンロード可



有機農業の栽培マニュアル(第3版)
(-実践現場における事例と研究成果-)
(2019年)

暖地の水田二毛作、ホウレンソウの施設栽培、高冷地露地のレタス栽培の研究成果に基づく安定栽培技術を紹介します。



機械除草技術を中心とした水稲有機栽培技術マニュアル ver.2020

除草体系をはじめ水稲の有機栽培管理技術を分かりやすく解説。現場実証試験の概要や生産費についても掲載。



太陽熱利用土壌消毒とネットトンネルによるアブラナ科野菜の有機JAS準抛露地栽培 (2016年)

誰でも有機JAS基準を守って、アブラナ科野菜を生産できるよう、太陽熱利用消毒とネットトンネルを利用した栽培方法を研究。



寒冷地水稲有機栽培の研究 (2016年)

有機の水稲栽培について、寒冷地の気象条件、土壌条件に対応した雑草対策、病虫害対策、肥培管理に関わる個別技術や、幾つかの個別技術を組み合わせた技術体系の経済性を紹介。



関東地域における大豆有機栽培技術体系標準作業手順 (2024年)

有機大豆栽培に適した品種の選択、播種時期の変更による収量確保や虫害回避、中耕培土による雑草防除等の効果を具体的なデータを示しながら解説。



有機ミニトマトの病虫害管理体系標準作業手順書(夏秋どり施設栽培向け) (2019年)

関東地域の夏秋どり施設有機栽培ミニトマトを対象に品質・収量の向上を目指して構築した総合的病虫害管理体系について詳しく説明。



ダイコン・サツマイモ 畦連続使用栽培システム (2016年)

南九州地域を対象としたダイコンとサツマイモの有機畦連続使用栽培の参考になる手間のかからない栽培方法や実証試験での経営的評価を紹介。



有機農業 実践の手引き (2013年)

普及指導員等が有機農業者と一体となって各自のほ場における有機農業の実践に役立てていただくことを目的としたもの。



深水管理による省力的な有機水稲栽培を実現する農地整備&栽培管理マニュアル(2025年)

深水管理による省力的な雑草抑制技術を農地基盤整備、栽培管理、実証試験での取組にまとめてわかりやすく説明。



生産

2. 有機JAS認証への支援

地域の有機農業者から、有機JAS認証のメリットがよくわからない、認証取得費用が高いとの声がある。



有機農業により生産した農産物を、「有機」「オーガニック」と表示して販売するには、有機JAS認証を取得することが必要です。一方で、認証の取得にかかる事務の手間や費用など農業者の負担がハードルとなって認証の取得がうまく進まない場合もあります。



有機JAS認証のメリットや取得の必要性、取得にかかるコストなどの情報を整理し、農業者と共有しましょう。また、有機JAS認証の取得を支援する事業もあります。

取組のアイデア ①



有機JAS認証取得に関する講習会の開催

有機JAS認証機関等を招へいして講習会を開催することで、有機JAS認証のメリットや、認証の取得方法について、周知することができます。

取組のアイデア ②

認証の取得を支援する事業の活用

有機JAS認証の取得にかかる経費については、農林水産省の補助事業で支援の対象となる場合があります。また、有機JAS認証の取得費用を自治体で補助している例もあります。

関連事業

有機農業推進総合対策のうち有機農業新規参入促進事業(R7当初)

農業者を対象に、有機JAS制度に関する研修等の受講・受検の費用を支援します。

※申請の際は、本事業の事業実施主体である「一般社団法人 次代の農と食をつくる会」にお問合せください。

有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業(R6補正)

農業者や食品事業者等を対象に、有機食品やGAP等認証農産物の輸出拡大に向け、有機JAS認証の取得、有機食品の輸出に向けた商談、商品開発、機械等のリース導入等に対して支援します。

※申請の際は、本事業の事業実施主体である「株式会社 マイファーム」にお問合せください。

株式会社 マイファーム(ホームページ)
<https://myfarm.co.jp/>

生産

3. 有機農業に取り組む方の拡大

新規で有機農業に取り組む人を増やしたい…。



有機農業の産地化や、さらなる拡大に向けては、既存農家の栽培転換を促すことや、有機農業で就農する新規就農者の確保・定着を進めることが重要です。



栽培転換や就農のサポート体制を整え、情報発信を行うことで、有機農業に取り組む農業者の確保・定着を目指しましょう。

取組のアイデア ①



サポート体制の強化

新たに有機農業に取り組む農業者や新規就農者を対象とした、相談窓口の設置や、研修制度の創設により、サポート体制を強化しましょう。環境保全型農業直接支払交付金や有機転換推進事業など、国の支援もうまく活用しながら農業者をサポートしましょう。

関連事業

環境保全型農業直接支払交付金(R7当初)

農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

環境保全型農業直接支払交付金（農林水産省ウェブサイト）

https://www.maff.go.jp/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html



有機転換推進事業(R6補正・R7当初)

有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費を支援。

有機農業を始める方への支援を行います！（農林水産省ウェブサイト）

<https://www.maff.go.jp/seisan/kankyo/yuuki/attach/pdf/index-150.pdf>



事例

- 有機農業で新規就農を考えている研修生を受け入れて、1年間栽培指導を行う有機農家に対して、受入れ研修生1人当たり月2万円を支援する有機農業研修生受入事業を実施。

取組のアイデア ②

情報発信

地域のサポート体制や支援制度について、ホームページや新規就農関連イベントで情報発信して農業者や新規就農者へアピールしましょう。さらに、有機農業に興味を持った農業者や新規就農者を対象に、説明会や産地ツアーを開催することも効果的です。

第3部 加工・流通の取組

加工 流通

1. 加工・流通事業者との連携

有機農産物の生産量を増やしても、出荷先に困るのでは…?



有機農産物は、品目や栽培方法により、大きさや見た目等がふぞろいなものが出やすい場合があります。また、有機農産物の小分けには、小分け業者の有機JAS認証が必要であり、既存の流通事業者が有機農産物を取り扱っていない場合もあります。



地域の加工事業者と連携して、有機農産物を使った加工食品を開発することで、青果での販売が難しい規格外品の活用に加え、特産品の開発も期待できます。有機農産物を専門に扱う流通事業者にも相談することも有効です。

取組のアイデア ①



加工品の開発

食品加工会社等と連携して、地域の有機農産物を使った新商品やパッケージデザインの開発を行う事例があります。

事例

- 規格外品を利用したペーストの2次加工品開発等による有効活用促進、学校給食への活用を実施。
- 有機農産物を活用し県内酒造会社、食品加工会社等とタイアップした商品開発を実施。

取組のアイデア ②

流通事業者との連携

有機農産物を取り扱う専門事業者と連携することで、流通問題の解決と併せて、販路確保にもつながることが期待できます。また、生協組織等と連携したブランド化の取組も見られます。

事例

- 県、全農、地域JAと課題共有を図り、仲卸業者や卸売市場に対し、販路開拓を行っている。

加工
流通

2. 流通体制の構築

販路先が見つかったとしても、物流ルートが整備されていないと続かない。



有機農産物は、地域内で生産者が分散している場合や少量多品目生産である場合が多く、小口での流通になることで流通コストが高くなる傾向にあります。学校給食などの公共調達においては、生産者からの直接納品か集荷してからの納品かなど、地域の状況によって求められる対応が異なります。



有機農産物の流通の効率化やコストの低減に向けて、地域流通や消費地への合理的な流通方法を検討しましょう。

取組のアイデア ①



合理的な流通体制の構築に向けた検討会の開催

域内流通や消費地への合理的な流通について、生産者や流通事業者と検討会を開催し、効率化やコストの低減を図りましょう。

将来的に、生産量が増加し流通量が拡大した際には、産地の収益力強化にむけて共同利用施設等の整備も検討しましょう。

事例

- 都市部への出荷に向けて事業者との協議を実施し、集荷拠点にて車両積込を行い、都市へ配送する流通体制を構築した。
- 有機野菜の生産拡大と新たな販路確保に向けて、産地と連携した中間事業者が有機野菜を加工業務用として安定供給するための青果物流通拠点施設を整備した。

関連事業

強い農業づくり総合支援交付金(R7当初)

本事業において、有機農業の拡大の推進に必要な施設の整備等を支援しています。例えば、事業を活用し、集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の整備を行うことができますので、ご検討ください。

活用可能な取組

- 生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組
- 産地の収益力強化にむけた共同利用施設の整備
- 物流の効率化等に必要なストックポイント等の整備

PR版(強い農業づくり総合支援交付金)
(農林水産省ウェブサイト)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/R7/attach/pdf/250107-43.pdf



第4部 消費拡大に向けた取組

消費

1. 地域の消費拡大・消費者理解醸成

有機農産物の生産量を増やしても、消費してもらえないと困る…



自治体として学校給食での有機農産物の活用や有機農業者への支援を継続していくためには、地域住民から理解を得ることが重要です。また、有機農業の取組を継続していくためには、地域の消費者に取組を知ってもらい、積極的に購入してもらえるようにしていく必要があります。



ヒント!

学校給食やマルシェ等のイベントの開催により、消費者が有機農産物に触れる機会が増え、消費の拡大につながります。また、取組を通じて、消費者に地域の有機農業について知ってもらい、応援してもらえるようにしましょう。

学校給食への導入のヒントはP15へ! ▶



取組のアイデア ①

学校給食への導入

学校給食で有機農産物を使用することで、未来の購買層である児童生徒に有機農業について学んでもらうことができます。また、保護者にも有機農業の取組を知ってもらうことができます。

事例

- 学校給食への有機米導入時に、有機農業に関するチラシを児童生徒に配布したことが、次世代に向けた認知度向上に繋がった。
- 学校給食へ有機野菜を導入し、さらに有機農家を給食時に招待して小学生とのコミュニケーションを図った。

取組のアイデア ②

消費者との交流会の開催

有機農業の意義や取組を周知するため、勉強会や交流会等、有機農業をテーマとした消費者向けのイベントを開催しましょう。マルシェ等の生産者が直接消費者へ農産物を販売することができるイベントは、販売機会を生産者へ提供することができるだけでなく、生産者と消費者が交流する場にもなります。

事例

- 地域住民に向けて、地域内の有機農業の取組に関するシンポジウムを開催。
- 有機農業への理解を深めるための親子有機農業体験教室の実施。
- 親子で参加できるワークショップ(料理教室、圃場での生き物調査等)の開催。
- 市内でマルシェを開催することで、地域産の有機農産物があることを消費者にPRできた。

消費

2. 地域外での販売・消費

有機農業を更に拡大していきたいが、地域内の消費には限界がある…。



有機農業を更に拡大していくには、消費地である人口の多い都市部でも販売するなど、地域外にも販路先を見つけることが重要です。



ヒント

全国規模の展示会やイベントへ出展することで、有機農業の産地としてPRすることができ、地域外への認知度の向上や販路の確保につながります。また、産地と消費地が自治体間で連携して、学校給食や体験会などの交流の場を設けることで、さらなる消費拡大と理解醸成が見込めます。

取組のアイデア ①



商談会への出展

全国から流通事業者や消費者が集まる展示会に産地として出展することで、地域外への新たな販路の開拓を見込むことができます。

事例

- 友好都市である県外市町村のイベントに出展。
- オーガニックライフスタイルEXPOなど、全国規模の商品展示会や商談会へ出展。

取組のアイデア ②

域外の消費地との連携

有機農産物の産地と消費地の自治体が連携し、有機農産物を消費地の給食等で利用することで、有機農産物を大規模に流通させることが見込めます。併せて、農業体験など消費地の住民との交流の場を設けることで、連携を強化している事例もあります。

事例

- 米をはじめとする有機農産物を消費地の学校給食へ提供。
- 生産地において、消費地の親子を対象とした、有機農場の視察ツアーを実施。

消費

3. 学校給食導入のヒント

学校給食への有機食品の利用は、令和5年度末で全国278市区町村まで広がっています。ここでは、学校給食への導入に当たっての課題と解決のヒントをまとめました。

学校給食の導入に当たっては、供給量や調達ルート、価格などの調整が必要です。給食の提供側と、生産者側が話し合う場を設け、連携することが大切です。

生産量・ロットが確保できない場合は？

- 生産量が十分に確保できていないため、自校調理の小学校にしか納品できない。
- 1か月単位で振替できる生産量を確保することが必要だが、米以外の品目については生産量が少なく、導入が難しい状況になっている。



まずは数回でも、試行的に有機農産物を学校給食に導入することで、課題を把握することができます。12月8日の「有機農業の日(オーガニックデイ)」付近で実施するなど、イベントと併せて実施するのもよいでしょう。

【参考】令和6年度有機農業の日の取組(農水省ウェブサイト)
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuki1208/yukinohi.html>



規格のハードルが高い

- 学校給食については規格や納品状態のハードルが高い。
- 生産者同士で品種や価格、規格にばらつきがあり、数量も安定的には確保できていない。



有機農産物の種類や生産量、規格、納品方法などについて、生産者と給食関係者が直接話し合う場を設けましょう。有機栽培でも規格の考慮があまり必要ない品目(米など)の導入を検討するのも一つの手です。

事例

- 学校給食にて、有機農産物を計画的に使用することを目的とした「オーガニック給食会議」(市の有機農業担当や学校給食担当、生産者役員、栄養士等で構成)を開催。

食材の配送がうまくいかない



運搬について、民間事業者へ業務委託するなど、運搬業務を一元化することで、運搬ルートを整備し、生産者や給食関係者の負担を軽減している事例があります。

事例

- 学校への食材の運搬を業者に委託することにより、生産者の負担を軽減し、生産者から離れた学校であっても供給できるようになった。(運搬業者は午前中に複数の生産者を回り、午後に学校へ納品している。)

Q&A

有機農業の産地づくりにおける課題の一部について、取組のアイデアを回答します。

Q 有機農業は堆肥を多く使用するため、悪臭が発生するのではないかと
いう不安の声をいただくことがありますけどしたらよいのでしょうか？

A 十分に熟成した堆肥を使用する場合、農地での悪臭はほとんど生じません。ただし、堆肥場で熟成させる過程では、一定の臭いが出ますので、周辺の住民の方に事前の説明等を行うことが必要な場合があります。

Q 現状で地域内に有機農業者がほとんど居ないので、行政職員に有機農業の知見がありません。

A オーガニックプロデューサーを派遣する事業の活用や、民間指導団体へ指導を要請するなど、外部の団体と連携して、有機農業の推進に取り組む事例もあります。

Q 有機農業は農薬を使わないことや堆肥を使用することから、農産物に虫や動物の糞の付着を心配する声があります。

A 慣行の農産物と同様に虫の混入がないよう、よく洗い、汚れたり、傷んでいるものは廃棄するなど、衛生管理を徹底しましょう。

お問合せ先

農林水産省 農産局農業環境対策課
持続・有機農業推進チーム

TEL: 03-6744-2114 (直通)

農林水産省「オーガニックビレッジのページ」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html

